

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

平成 30年3月2日

大阪広域水道企業団

## 大阪広域水道企業団発注の建設工事における建設業者の社会保険加入促進強化について

大阪広域水道企業団では、平成30年4月から、下記のとおり、大阪広域水道企業団が発注する建設工事において建設事業者の社会保険<sup>※1</sup>の加入促進強化に取り組めます。

※1 社会保険とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

### 記

平成30年4月1日以降に公告する全ての建設工事案件について、全ての  
次数の下請負者の社会保険の加入状況を確認します。

社会保険に未加入の下請事業者<sup>※2</sup>については、社会保険担当機関<sup>※3</sup>に通報  
します。

- 受注者には、社会保険に未加入の事業者を下請負者（第二次以下の下請契約の当事者を  
含む）としないよう努める旨の誓約書を提出していただきます。
- 受注者には、下請負者の社会保険の加入状況を確認できる書類<sup>※4</sup>を提出していただき  
ます。提出書類の詳細は、「大阪広域水道企業団請負工事及び委託必携」に示します。

※2 法令により適用除外とされる事業者は、除きます。

※3 雇用保険：事業者の所在地を管轄する公共職業安定所。

健康保険・厚生年金保険：事業者の所在地を管轄する年金事務所

※4 施工体制台帳、社会保険未加入状況報告書